

No	質問	回答
1	<p>9 民間放課後児童クラブ施設の設置等に関する条件の(16)同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区別をすることについて</p> <p>他事業を複合的に行うに当たって、地域の保育園などへ訪問する子育て支援事業における事務所として使用することは可能か。その場合は、放課後児童健全育成事業の事務スペースと兼用しても良いか。</p>	<p>他の事業の事務所として使用することは可能だが、児童の専用スペース以外の共有スペースに設けること。</p> <p>また、放課後児童健全育成事業の事務スペースと兼用する場合は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(特に職員配置及び専用区画の面積基準についてはよく確認しておくこと。)を遵守し、放課後児童健全育成事業の運営に支障がないようにすること。</p>
2	<p>11 補助金について</p> <p>※補助金支出の流れは、予定年間平均児童数に応じて補助額を算出し、2回に分けて概算払いにより交付する。</p> <p>2回の概算払いの時期を教えて欲しい。</p>	<p>補助金の交付時期については、宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第6条で定めており、運営補助金については、5月と11月に交付を行う。</p>